

見積り合せ要領

件 名：司法修習生用バッジの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年12月23日に公示公告した司法修習生用バッジ（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 司法修習生用バッジの購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和3年1月8日（金）午後5時（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税（10%で計算すること）の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：小川）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和2年12月28日（月）午後4時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

1 件 名

司法修習生用バッジの購入

2 品目及び数量

司法修習生用バッジ 750個

3 納入場所

司法研修所【所在地：埼玉県和光市南二丁目3番8号】

4 納入期限

令和3年3月22日（月）

5 規 格 等

(1) デザイン等

別紙1のとおり

(2) 材質等

純銀製

総磨き光沢ニッケルメッキ仕上げ

(3) 製法

七宝焼き

(4) サイズ

ア 上片

長さ 10mm

幅 3.5mm

イ 右片

長さ 7.0mm

幅 2.3mm

ウ 下片

長さ 9.5mm

幅 3.0mm

(5) 色（3色）

ア 緑（表面） 銀

イ 上片（表面） 紺

ウ 右片（表面） 赤

エ 下片（表面） 白

オ 裏面及び側面 銀

カ 表面中央部分（三片三又箇所） 黒（ラッカーでの着色）

(6) 厚さ

1.8mm 程度

(7) 留め具

タック式

(8) 包装

ア 各司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）1個につき1個の簡易箱（45×32×10(mm)程度）に収納すること。また、簡易箱100個につき1つの身蓋箱に納めること。

なお、簡易箱の材質等については、収納されたバッジが毀損等しないよう配慮すること。

イ 簡易箱の背面には、別紙2の留め具の使用方法を表示すること。

なお、表示方法の詳細については、契約締結後、別途協議することとする。

(9) その他

詳細については提示する見本のとおりとする。

5 納入方法

(1) 受注者は、量産開始前に、バッジ及び簡易箱の試作品を各1個、司法研修所に提出し、承認を得ること。

(2) 受注者は、納入物につき、本仕様書に適合していることを確認の上、納入すること。

(3) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

6 その他

(1) 見積金額は、納入までに要する一切（デザイン費を含む。）の費用とする。

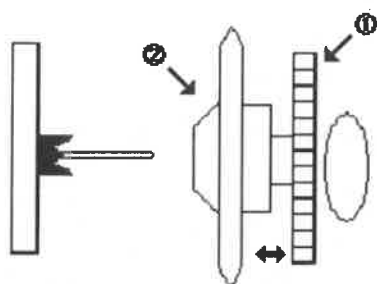
(2) 納入日時については、発注者及び受注者が協議の上、納入期限内で発注者が指定する。

(3) その他詳細については、発注者及び受注者が協議して決定する。

別紙1



タック式の使い方



- ◆①のつまみを引き、②の円盤とのすき間を広げると、留め具を外すことができます。
- ◆針を服地に差し込み、後ろから、留め具をはめ込みます。